

種まき 通信No.38

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより

事務所が移転しました→〒399-8301長野県安曇野市穂高有明2104-10

Tel. 0263-83-4387 Fax. 0263-83-4938

http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2012年4月12日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会12月定例会小林じゅん子の一般質問◆

- ①安曇野菜園住民訴訟の訴訟費用を原告住民に請求するのか
- ②豊科文化財団の公益法人化に向けて
財団の基本財産（村田コレクション）はどうするのか

【質問①】住民訴訟で敗訴した原告住民側に訴訟費用を請求する例は非常にまれだが、市が請求するに至った理由は。

【市長】最高裁判決に訴訟の総費用は原告の負担とすると明示されている。市が訴えを受けて平成19年11月～昨年10月まで要した弁護士の報酬等の費用は721万円余。この原資は市民の税金であることを考え、判決に基づき請求することにした。

【質問】住民側も市と同等の負担を覚悟して訴訟に臨んだもので、個人の利益を求めた裁判ではない。この住民訴訟の基本的な意義を理解しているか。

【市長】それぞれの自治体の判断によるものであり、請求をする権利が自治体としてはあると思う。

【質問】今後続く住民訴訟についても、同様に訴訟費用を請求する考えか。

【市長】今後もこういった事例があれば、法の判決に基づいて請求する。

※訴訟費用とは、いわゆる裁判費用や弁護士報酬ではなく法律で定められた範囲の印紙代、旅費・日当、書類作成費等のことをいいます。

市長の答弁に注目

宮澤市長 「市の税金で裁判費用を弁護士に支払った。また、職員の膨大な精神的、肉体的な負担もあった。この人件費も税金で賄っている。市は勝訴したのだから、訴訟費用を敗訴人に請求しなければならない」と発言。

なぜ住民訴訟にまで発展したのかという視点がまったくない

市は上告の申し立てをしましたが、最高裁は上告を不受理としたにもかかわらず、異例の判決を出しました。つまり、市は形式的に勝訴したにすぎません。

安曇野市が弁護士報酬として721万円の出費を強調したことは、残念でなりません。税金を使って住民訴訟を闘うという行政の矛盾をどう考えているのか。住民訴訟で訴えられれば、市は税金を使って裁判をする。市長や職員が自費で争うわけではない。税金の無駄遣いを止めさせたいのに、裁判になればさらに税金が費やされることになる。訴えた住民側も住民訴訟の費用負担の矛盾を抱えてどうしたものかと、さんざん悩むのです。

3月定例議会・議案質疑の一日

～議案質疑は議員として重要な仕事、的確な質疑を～

質疑＝疑義を質す、簡単に言えば質問することですが、議会における質問は単に「知らないことをきく」のでないことは言うまでもなく、もう一つルールがあって、質疑は原則として「自己の意見を入れること」になっているのです。自分の考えを入れずに質問するというと難しそうに聞こえますが、「これこれこういう事実があります。……」と根拠やデータを示して質疑すればよいのです。ただし、いくら根拠やデータだとしても、ドラドラしゃべっていると「自己の意見」を「演説」しているように聞こえてしまうので、端的に行うのがポイント。

5日の本会議で議案質疑・予算質疑を行ったのは、わたしも含めて6名。一般質問をする議員が18名いるのに比べて、なんと少ないこと。安曇野市の一年間の予算が決まるという時に、なんの質疑もしないというのは、議会のチェック機能は果たせないのではないのでしょうか。

合併前の旧町村議会では、4年の任期中に一度も一般質問をしない議員がいたそう。市議会になつてからはさすがにいませんが、議案質疑は一度もしたことがないという議員は意外にも多いのです。これは、議員として残念なことだと思います。



安曇野 なんでも相談室

安曇野の環境とくらしは私たちの手で！
身近な話題・課題を持ち寄ってみんなで考えましょう。小林じゅん子の市政報告もあります。どなたも自由に気軽にご参加ください！

昼の部★4月26日（木）13:30

夜の部☾4月28日（土）19:00

昼の部★5月23日（水）13:30

夜の部☾5月26日（土）19:00

場 所：市民ネット情報室
（薪ストーブの店・地平線倶楽部2階）

市の弁護士費用が721万円だというなら、原告市民側の弁護士費用もほぼ同額と見るのが妥当であり、それは公共善の奉仕精神にあふれた弁護士に支えられたものでした。

「訴えられたためにこんなにカネがかかってしまった」とでも言いたげな宮澤市長には、「なぜ住民訴訟にまで発展したのか。元はといえば行政の問題ではないか」という視点がなく、ほんとうにがっかりしました。

【質問②】公益法人移行が認可された豊科文化財団について、市の文化振興計画に示したものを具体的にどう進めていくのか。

【教育次長】認定を受けた後の法人の名称は「公益財団法人安曇野文化財団」となり、基本財産は財団法人豊科文化財団の基本財産をそのまま引き継いでいる。文化芸術の創造、育成を図り、振興発展に寄与する事業を公益目的事業に位置づけており、引き続き、市の施設の指定管理や文化芸術振興のための自主事業を行うことになる。

【質問】財団の基本財産（村田コレクション）について、「庶民の家具展」開催をきっかけに、その管理活用が適正に行われてきたか疑いが生じている。安曇野文化財団となるのを機に、問題となっていた基本財産を再評価し確定をして、今後の財団活動に活用するよう市が後押しすべきではないか。

【市長】財団としては、しかるべき専門家を交えた鑑定の場に村田さんにも立ち会いをお願いし、今後の活用に向けた協議を行っていききたいとの考えである。

種まき通信No.38

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メールでお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしたいと考えています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

この数字は？ 19.4% この4月から 安曇野市の介護保険料 基準額での値上げ率

◆2000年にスタートした介護保険は、日本が世界に自慢できる制度だ。一つに、国民皆保険であること。二つに現金給付でなくサービス給付であること。三つに給付水準が国際的にみても高いこと。そして、最も重要なことは、「介護は家族だけの責任ではない」、つまり「介護の社会化」に向け国民的な合意を作ったこと。しかし、課題も多い。

◆今年3年ごとの見直しの年にあたり、この自治体でも介護保険料は軒並み値上げ。国の制度によって自治体が運営していくことの限界があり、如何ともしがたい。保険料の値上げにあたっては、所得段階区分を8段階から12段階に細分化して、低所得者層の負担を抑える努力がされたが、安曇野市では保険料の基準額で19.4%値上げとなった。

◆十分な介護サービスと、それを支える介護労働者の待遇改善を考えれば、保険料の値上げはやむを得ないので、今回の介護保険条例の一部を改正する条例については賛成した。

◆高齢者の増加に伴って介護サービスを必要とする人は確実に増えていく。(低賃金を前提とした女性の仕事とされてきた)介護労働者の待遇改善も急務。介護保険はいくらおカネがあっても足りない状況。国の負担率を上げない限りは保険者負担は増すばかり、保険料の値上げで対応するには限界に来ている。

◆基礎年金しかない、あるいは無年金という人、一人暮らしの高齢者など、介護サービスの利用はおろか、介護保険料の支払いも困難というケースもあるのではないか。このあたりは社会保障全体の問題として、国にしっかりしてもらわないといけないが、人々の暮らしに最も近いところにある市町村としては、不十分な国の制度からこぼれおちてしまう人がいたなら、すぐにも救いの手を差し伸べる安曇野市であってほしいと思う。

▼中 信 4 市 の 介 護 保 険 料 (65 歳 以 上 の 基 準 額 で 比 較)

保険者	月額保険料	引上げ率
松本市	5 4 3 9 円	19.8%
塩尻市	5 1 0 0 円	20.0%
安曇野市	5 1 7 0 円	19.4%
大町市 (北ア広域連合)	5 0 0 0 円	29.2%

◆ 新本庁舎建設に伴う債務負担行為の予算修正動議 ◆ 堀金総合支所の議会施設と穂高健康支援センターを これまで通りに使用することで22億円余が減額できるとする修正案 ～予算修正案は賛成少数(6名)のため否決～

3月19日は3月定例議会の最終日。新年度予算の審議を中心に2月22日から今日まで、長くて気疲れする議会でした。何がそんなに気疲れかという、新本庁舎建設のことです。12月の議会で「本庁舎建設のあり方を問う住民投票条例案」が否決されたあと、年が明けて1月には新本庁舎の基本設計がまとまり、3月に入ってから市内5地域で市民説明会も開催されました。建設計画のダイジェスト版も配布され、「先進的で素晴らしい市役所ができます」「合併特例債を活用し健全財政を維持します」「防災の拠点となります」などと、建設計画はこれで決まりというところまで来てしまったからです。

既存庁舎等を活用して必要最小限の規模で整備することを考えてきた私としては、現在の議会が置かれている堀金総合支所を今後も議場として使い、上下水道部などもこちらに入れば、新本庁舎は4階建から3階建に規模縮小し、建設費を抑えることができるのではないかと。住民投票条例に賛同してくれた議員とも相談したのですが、なかなかまとまらず・・・。

結局、議会最終日に一般会計予算の修正動議という形で「新本庁舎建設に伴う債務負担行為の予算の修正案」が提出されました。(発議は荻原議員、吉田議員、松沢議員、下里議員、猪狩議員の5名)

この修正案では、堀金総合支所の議会施設と穂高健康支援センターをこれまで通りに使用することで、22億円余が減額でき

るという説明でした。健康支援センターを使うという点は私の案とは少し違いますが、本庁舎が4階建から3階建に規模縮小するという考えは共通していたので、私はこの修正案に賛成しました。採決の結果は、賛成少数(6名)で残念ながら否決となりました。

さあ、こうなると、また建設賛成派の議員が当然のごとくこう言うのです。「議会の議決=合議体として議会の意思は多数決で決まるんだ。議員は市民を代表しているのだから、安曇野市民の意思ということだ。反対した議員も議決には従うのがルールというものだ」、ようするに「もう決まったことなんだから反対するな」と言いたいのです。

たしかに議決の上では「反対した議員もそれには従う」ということになります。決まった予算の執行を妨害したり、決まった条例に違反することをしたり、そんなことはできません。

しかし、反対した議員の思想・信条・信念まで「転向」することを強いらられるわけではありません。私は今でも「本庁舎建設には問題あり」と考えていますから、同じ考えを持つ多くの市民の側に立ち、法的に許された手段により訴えたのです。それが議員の務めだと考えるからです。

多数決による議会の決定に従って、個々の議員の思想・信条・信念までも否定されるのであれば、議会のチェック機能など働きようありません。

署名にご協力ください 署名用紙は市民ネットワーク情報室(電話83-4250)へ

◆安曇野菜園をめぐる住民訴訟で、安曇野市長は原告市民に訴訟費用の支払請求をしています(オモテの一般質問記事参照)。公共の利益のために訴えた市民に対し訴訟費用を請求することは、法の解釈を逸脱しており、道義的にも許されません。
◆安曇野市長の対応に抗議するとともに、これを撤回するよう求め、署名運動を展開しています。◆署名用紙は市民ネットワーク情報室(電話83-4250)にも置いてあります。賛同いただける方のご協力をお願いします。

「署名TV」<http://www.shomei.tv/project-1927.html>でネット署名できます。